

第15回 総会議事録

1 開催の日時 令和3年9月29日(水) 午後3時00分～午後3時40分

2 開催の場所 島根県市町村振興センター 6階 大会議室

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第89号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第90号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第91号 非農地確認について

議 第92号 松江市農用地利用集積計画の決定について

報告第27号 会長専決処分の報告

報告第28号 事務局長専決処分の報告

4 出席委員(19名) 欠席委員(0名)

1番 石倉 由美子 (出)	2番 足立 裕子 (出)	3番 勝田 達雄 (出)
4番 宮廻 彰夫 (出)	5番 渡部 文明 (出)	6番 吉岡 幸雄 (出)
7番 角田 正紀 (出)	8番 古藤 一郎 (出)	9番 岸本 定朝 (出)
10番 角 智則 (出)	11番 青砥 芳美 (出)	12番 磯部 美津子 (出)
13番 吉岡 雅裕 (出)	14番 松本 喜次 (出)	15番 永江 りえ (出)
16番 矢野 秀行 (出)	17番 富士本 数彦 (出)	18番 高橋 裕典 (出)
19番 三島 進 (出)		

5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	大谷 敦夫	農地係副主任	高尾 祥和
農地係長	野津 慎一	農地係主任主事	山田 真之
農地係主幹	森田 稔		
農地係主任	佐藤 努		

6 会議内容

議長
(三島会長)

定刻になりました。ただ今から第15回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は提出されておられません。委員定数19名のうち、19名全員の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。10番委員、12番委員にお願いします。続いて書記を任命します。事務局の高尾副主任と山田主任主事にお願いします。

それでは、議事にはいります。議第89号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議第89号、今月の農地法第3条の許可申請についてご説明いたします。お手元の議案の2ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は4件10筆で、いずれも所有権移転の案件です。

はじめに30番の案件についてご説明いたします。申請は、西川津町の田3筆を贈与されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、家庭の事情によるものです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由も、同様に家庭の事情によるものです。受け人の世帯は、トラクター、コンバイン、移植機、田植機等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、31番の案件についてご説明いたします。申請は、東持田町の畑1筆と現況畑の田1筆を贈与されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模の拡大を図るためです。受け人の世帯は、トラクター、耕運機、草刈機等の農業用機械を所有されております。取得後は、果樹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、32番の案件についてご説明いたします。申請は、馬潟町の現況畑の田2筆と、竹矢町の畑2筆を売買されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、隣接する農地と一体とした耕作が見込めるためです。受け人の世帯は、トラクター、移植機、コンバイン等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜と花卉を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

最後に、33番の案件についてご説明いたします。申請は、八束町遅江の畑1筆を贈与されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、家庭の事情によるものです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由も、同様に家庭の事情によるものです。受け人の世帯は、トラクター等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

以上、本案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程よろしくご説明いたします。

議長
13番委員

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

いずれの案件も、事務局からの説明にあったとおり、許可相当であると判断いたしました。

議長

これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第 89 号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第 89 号は原案のとおり許可することに決めます。次に議第 90 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは議第 90 号、今月の農地法第 5 条の規定による許可申請について説明いたします。議案の 5 ページと併せて、農地法第 5 条の説明資料をご覧ください。

はじめに 5 条の 46 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は東長江町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和 D 区域です。農地区分は、10ha 以上の連坦がなく、過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は建売住宅です。転用面積は 2,620.00 m²、所要面積も同じく 2,620.00 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して建売住宅 8 棟を建築するものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて、5 条の 47 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は坂本町の 6 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和 A と B 区域です。農地区分は、10ha 以上の連坦がなく、過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は長屋住宅です。転用面積は 3,190.46 m²、所要面積は隣接する原野も含めた 3,219.34 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し、長屋住宅 2 棟を建築するものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて 5 条の 48 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は大草町の 2 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和 B 地域です。農地区分は、10ha 以上の連坦がなく、過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は貸駐車場です。転用面積は 564.00 m²、所要面積は雑種地も含めた 602.72 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し、主に近隣の方が使う貸駐車場として利用するものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて 5 条の 49 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は大庭町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha 以上の連坦がなく、過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は駐車場です。転用面積は 49.00 m²、所要面積も同様の 49.00 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し、譲受人の従業員用駐車場として利用するものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて 5 条の 50 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町佐々布の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内のその他です。農地区分は、農地区分は、10ha 以上の連坦がなく、過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、令和 3 年 6 月 11 日に農振除外済みです。転用目的は分家住宅です。

事務局 以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第2条第1項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 それでは審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

議長 (なしの声)

議長 ないようでございますので、採決します。議第91号は原案のとおり確認することにご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第91号は原案のとおり確認することに決めます。次に議第92号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。

事務局 なお、議第92号の「所1番、2番」は13番委員に関する案件ですので、先議させていただきたいと思えます。また、その議事の際は、関係する委員は議事から外れていただきたいと思えます。

議長 事務局から、農業委員会法第31条の規定により、関係する委員に退席をお願いする案件があるとの説明がありました。

議長 ついては、議第92号の所1番、2番の案件について、先議したいと思えます。農業委員会法第31条第1項の規定により、まず、所1番、2番について、13番委員はこの議事の間、退室願います。

議長 (13番委員退室)

議長 それでは、議第92号の所1番、2番の案件について、事務局より説明願います。

事務局 それでは議第92号「松江市農用地利用集積計画の決定について」農用地利用集積計画の所有権移転についてご説明をいたします。所1番、2番は、生馬地区、田9筆の売買による所有権移転です。譲渡人の方は、労力不足により管理ができないためとのことで、譲受人の方は、経営規模拡大のためとの要望があったため、今回利用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。これにより、今回の所有権移転の地目別面積は、田17,828㎡となります。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

議長 (なしの声)

議長 ないようでございますので、採決いたします。議第92号の所1番、2番の案件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第92号の所1番、2番の案件については、原案のとおり決定することに決めます。それでは、13番委員の除斥を解きます。

議長 (13番委員入室)

議長 それでは、議第92号のうち、所1番、2番の案件以外について、審議したいと思えます。事務局より説明願います。

事務局 続いて、農用地利用集積計画の相対契約についてご説明いたします。利1から利3は生馬地区の新規案件です。利4は東出雲地区の新規案件です。利5は玉湯地区、更新案件です。今回の利用権設定における相対契約の地目別面積は、田13,443㎡、畑613㎡、合計面積14,056㎡となります。

事 務 局		つづいて農用地利用集積計画の転貸契約についてご説明いたします。機構転貸の案件となります。転1から転6は古江地区、更新案件です。転7、転8は生馬地区、更新案件です。転9、転10は東出雲干拓、新規案件です。以上、今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田 55,463 m ² 、畑 8,780 m ² 、合計面積 64,243 m ² となります。以上、ご審議のほど、お願いいたします。
議 長		説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
		(なしの声)
議 長		ないようでございますので、採決いたします。議第92号のうち、所1番、2番の案件以外について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議 長		ご異議なしということですので、議第92号のうち、所1番、2番の案件以外については、原案のとおり決定することに決めます。
		次に、報告に入ります。報告第27号「会長専決処分の報告」報告第28号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。
事 務 局		(報告)
議 長		報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。 以上で議事を終了しましたので、第15回松江市農業委員会総会を閉会いたします。